

平成 年 月 日

「常勤の役員」とは、原則として本社・本店等において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。
3 「経営業務の管理責任者」の欄には、当該役員等が経営業務の管理責任者に該当する場合に○を記入すること。